

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第13回）議事概要

日時：2019年6月6日（金）10時00分～12時00分

場所：総務省8階 第1特別会議室

構成員）宍戸座長、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、加毛構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、長田構成員、藤田構成員代理、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、森下構成員、湯淺構成員、吉澤構成員、若目田構成員

オブザーバー）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会
一般社団法人日本IT団体連盟

事務局）総務省、経済産業省

□資料13-1「検討会とりまとめ（案）」について事務局より説明。

□意見交換

<匿名加工情報の扱いについて>

- アウトプットとして出るときには、個人情報保護法上の匿名加工情報の規律にプラスして、情報銀行に何かあるのかということをはっきりさせるべき。はっきりさせた内容で一番簡潔なのが10頁下の箱の「個人情報を加工し、加工した情報を提供することや、これによる個人への便益について、個人に対して明示することが必要」というところ。
- 個人と突合するかどうかを個人に対して明らかにすることを記述すべき。10頁はタイトルと記述がマッチしないので、別出しするかタイトルを変えるか、工夫していただきたい。
- 提供先の基準がどのようなもので、それに対して、匿名加工情報や統計情報の場合には何が違うのかを書くべき。

<提供先第三者の選定について>

- 13頁の補足にある「いずれかの対策を講じた上で」として、今考えられるものは記載の3点だと思うが、これ以外にはないように読めるため、書き方を工夫してほしい。ほかに何か新しい方法があればデータ倫理審査会で審査するのか、また、3点以外に追加がある場合にはどうするのかという記載も必要。
- このような限定列挙をする際、当面の間はこのままで良く、事例が増えてきたら列挙の数を増やしていくことも可能と思う。
- 1点目で、「提供先は決められたサイト・端末」とあるが、アプリケーション等もあるので、「決められた方法」とすると良い。
- 2点目のトークン化については、書き方としては「仮名化」のほうよい。暗号化して復元できない情報のみを渡すというのは、情報銀行は復元の鍵を持っていて、提供先は鍵を持っていないという状態を想定しており、トークン化に関しても、元のデータは情報銀行が持っている、提供先は持っていないという状況であればよいと考える。

●仮名化は現時点での日本の法令上は特に定義がないので、仮名化というテクニカルワードを使わないで説明すると良い。

●1点目は生の個人情報だがオンラインで見せるだけをイメージしている。2点目の暗号化は、暗号化した個人情報も個人情報という一般的な解釈を前提にして、個人情報かもしれないが提供先では誰の情報かわからなくしましようという趣旨。3点目は、提供先はセキュリティレベルが低いので委託先に扱ってもらい、自分では情報には触らないということ。

<今後の情報銀行の展開に向けたその他の取組みについて>

●27頁で支援という言葉をつけ加えたが、情報銀行が今後展開していく上では、普及啓発だけではなく、消費者側が十分情報を持ってないために判断できない、リスクを回避できないという場合に、それを支援することが必要だという趣旨。

●難しい議論がある中で情報銀行の利用に対するハードルはかなり高いので、情報セキュリティに関する認知度アップも含めて、消費者の方々にリスクをわかった上で判断できるような教育の機会などが必要と考える。

<要配慮個人情報の取扱いについて>

●放送分野のガイドラインでは、視聴履歴を使って要配慮個人情報を推知することは禁止されているが、情報銀行を介して全く放送分野と関係ない事業者に渡った場合には、放送分野のガイドラインが参照されない可能性がある。視聴履歴を扱う情報銀行事業者に対しては、要配慮個人情報の推知の禁止にも対応していただきたい。認定団体には、しっかり気にとめておいてもらいたい点として指摘する。

●IT連（認定団体）の基準では、関連する法令やガイドラインを全部リストアップして、それに準拠していることが情報銀行に要求されている。審査の過程では、業界のガイドラインもチェックするということには留意したい。

<情報提供先からの「再提供」禁止に関する考え方について>

●24頁④のパターンについて、情報銀行からすると、個人が一次提供先と別契約をしているかどうか明らかな場合とわからない場合がある。一次提供先としても、その個人が情報銀行と契約しているかどうかはわからないと思うが、具体的に誰がどうするのか、考えるべき。

●タイトルが間違っていて、趣旨は「個人が一次提供先と契約しているサービスを利用し、一次提供先と契約している場合」ということ。

●図中の「契約（別サービスの利用）」の別サービスというのは、個人と情報銀行の間の、情報銀行の情報信託サービスとは別の情報提供サービスを一次提供先が個人に対して行うための契約ということ。一次提供先は情報銀行からもらった情報も持って、「あなたの個人情報を情報銀行からもらったが、これを二次提供先に提供していいですね」ということを、個人との間で契約を結んで同意をとって行う。

●個人に連絡をして同意をとれば提供してよいということ、情報銀行の意味はどこにあるのか。結局、自分の個人情報は自分が全部見なくてはならないとなってしまう。

- それは一次提供先と個人の間の問題であって、情報銀行の認定指針の問題ではなくなってくる。情報銀行も道義的にそのようなリスクがあることは示した方がいいと思うが、今後、情報銀行が普及発展していくと、こういう問題は注視していくことしかできないと思う。
- 最初に緑矢印の契約を行っていて、一次提供先がある日、情報銀行と契約したという場合と、最初に情報銀行とだけ契約していたら、情報銀行が一次提供先に出すという、後から緑矢印の契約をしたという場合がある。どちらの場合も、情報銀行と一次提供先は矢印が増減した場合に、それを個人に教えることを少なくとも努力義務等にしておく方が良いのではないか。
- ④のケースで、最初は一次提供先に対しては、ある目的で提供するとされていたものが、一次提供先が新しいサービスを提供するために二次提供先に新しく情報を提供するというのは、個人の同意をとるにしても、情報銀行に対して契約事項の変更を伝える義務を負うことが明確化されればよいと思う。
- 本人が二次提供先と契約したら情報銀行がトレースできない問題があるという話が出たが、情報銀行の考え方としては、個人が色々と同意してしまうことについて、自己責任や同意の不完全性を補うものとして情報銀行があるというもの。それが情報銀行の特徴であるため、改めて二次提供先と個人が契約をして、二次提供先のサービスを利用するために一次提供先に提供する場合は良いが、そうでなければ再提供禁止に該当すると思う。
- 例えばマネーフォワードが一次提供先として情報銀行と契約をして情報をもらい、そこで得た情報を別の情報と一緒にして価値を高め、二次提供先である金融サービス提供先に提供することについてどうかという問題意識があったと思う。この場合に、情報銀行が一次提供先の情報の加工について何らかのコントロール権を主張したいかが問題。一次提供先はもともとこのような場合を想定しないで情報銀行と契約をしたが、情報銀行との間でこのような利用もするのであれば、それを情報銀行に伝えるよう約束してもよいと思う。また、一次提供先の事業者も二次提供に提供する情報などについて説明すると、顧客に対してサービスの範囲を明示するという意味で意義がある。
- ④の図の右には、「情報銀行の責任が及ぶ範囲の外であると整理できる」とあるが、情報銀行が一次提供先に対して何を求めるか記載すべき。責任の範囲外とするのではなく、情報銀行が一次提供先に対して個人への説明、あるいは情報銀行に対しての通知を求めるということが必要。
- 現実の IT 連の認定スキームでは、後から一次提供先が情報の利用目的を変更することは認められていない。情報銀行は、ある特定の目的のための情報利用しか許さないため、もともと持っていた情報と突合する場合には、伝えなければならない。
- 情報銀行と一次提供先との間の契約書の雛形も作っていて、そこにははっきり第三者に提供しないと書いてある。情報銀行に提供された情報は、その出口と利用目的が決められているもの。再提供については、本人が二次提供先と契約して二次提供先に提供すれば良いことであり、再提供禁止の考え方は一次提供先に対する同意では覆せないと思う。一次提供先が個人から第三者提供することの同意を取得することは、法令上要求されているものであり、個人が一次提供先に対して同意をすれば一次提供先から二次、三次に提供されるという

ことになると、再提供禁止の発想と合わないのではないか。

●どこまでが情報銀行の管理する枠なのか、利用者にわかるような形にするというのが情報銀行で議論されていた発想と思う。どこまでいくと情報銀行の管理から外れるのかは、情報銀行側で利用者に通知できるようにすることが必要。なお、管理の方法としては、銀行APIの契約書では、一次提供先から二次提供先に提供する際には、同等の管理義務を負わせることになっている。情報銀行と一次提供先との契約に加え、二次提供先が出る場合には、一次提供先と二次提供先との契約の中でも義務を定めることが考えられる。

以上